

高崎経済大学大学院研究科委員会規程

平成23年度

規程第17号

(趣旨)

第1条 公立大学法人高崎経済大学基本規則（平成23年度規程第3号）第32条第1項の規定に基づき、高崎経済大学大学院研究科に置かれる研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(研究科委員会の設置)

第2条 大学院研究科の研究科委員会は、次の教育組織に置く。

- (1) 地域政策研究科
- (2) 経済・経営研究科

(研究科委員会の構成)

第3条 研究科委員会は、当該研究科に属する本学専任の教授、准教授及び講師（以下「委員会構成員」という。）によって構成する。この場合において、本学専任の教員で副学長となった者についても研究科委員会構成員とする。

- 2 休職中の者及び公立大学法人高崎経済大学教員の学外研究に関する規程（平成23年度規程第109号）第4条又は第6条の規定に基づく国外研究又は国内研究中の者は、前項の規定にかかわらず、研究科委員会構成員に含まないものとする。

(招集及び議長)

第4条 研究科委員会は、研究科長が招集し、研究科長が議長となる。

- 2 議長は、研究科委員会を主宰する。
- 3 研究科長に事故あるとき又は欠けたときは、研究科委員会構成員である教授のうちからあらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代行する。

(開催)

第5条 研究科委員会は、原則として1月に1回開催する。

- 2 前項に定めるほか次に掲げる場合は、速やかに開催しなければならない。
 - (1) 研究科長が招集の必要を認めたとき。
 - (2) 学長から意見を求められたとき。
 - (3) 研究科委員会構成員の3分の1以上の者により研究科長に対して開催の請求がなされたとき。

(会議の定足数等)

第6条 研究科委員会は、研究科委員会構成員の2分の1以上の出席により成立するものとする。ただし、業績審査に関する事項については3分の2以上の出席を要する。

2 会議は、非公開とする。

(構成員以外の者の出席)

第7条 研究科長は、必要があると認めるときは、研究科委員会に研究科委員会構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を述べさせることができる。ただし、当該出席者は、議決に加わることができない。

(議事録)

第8条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 前項に定める議事録には、議長のほか、出席研究科委員会構成員の中から2名が記名押印する。

3 議事録は、研究科委員会の議に基づき、その一部又は全部を非公開とするものを除き、公開とし、事務局において保管する。

(会議の議決)

第9条 研究科委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は委員会構成員として議決に加わる権利を有しない。

(研究科委員会の審議事項)

第10条 研究科委員会における審議事項は、次のとおりとする。

(1) 大学院学生の入学、課程の修了及び学位の授与に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) 担当教員の業績審査に関すること。

(4) 研究科長が提議する大学院教育に関すること。

(5) 第11条の規定に基づき、研究科に設置される委員会の長が提議する事項に関すること。

(6) 第5条第2項第3号に規定する、委員会の開催を請求された事項に関すること。

(7) その他関係法令により研究科委員会で審議することが定められた事項、学長から意見を求められた事項及び委任された事項に関すること。

(8) 理事長又は学内の他の機関、組織から意見を求められ、委任又は諮問された事

項に関すること。

(9) 研究科に関わる規程の制定及び改廃に関すること。

2 前項第1号から第5号に定める審議事項は、次の各号に定める区分により、他の機関へ報告又は他の機関の承認等を受けなければならない。

(1) 前項第1号に係る事項は、研究科委員会における審議ののち、学長に意見を述べるものとする。

(2) 前項第2号、第3号に係る事項は、研究科委員会における審議ののち、教育研究審議会の議に付さなければならない。

(3) 前項第4号及び第5号に係る事項は、研究科委員会における審議ののち、学長に意見を述べることができる。

(委員会の設置)

第11条 研究科長は、運営上必要と認められるとき、研究科委員会その議を経て委員会を設けることができる。

2 前項に定める委員会について必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が別に定める。

(庶務)

第12条 研究科委員会の庶務は、教育グループ教務チームにおいて処理する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営について必要な事項は、委員会の議を経て研究科長が定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月20日第72号)

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月4日第29号)

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和４年１２月７日第１５号）

この改正は、令和４年１２月７日から施行する。